

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第10号

### 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2～5 略</p> <p>6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法第78条第1項、同条第2項第1号、同項第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）</u>若しくは<u>第78条第2項第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）</u>、<u>第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の3第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）</u>及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、<u>同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項</u></p>	<p>(定義) 第2条 略 2～5 略</p> <p>6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の3第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）</u>及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7、附則第5条第3項又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）</u>をいう。</p>

又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7～9 略

様式第2号(第4条関係)

所得税額等申告書

職氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、所得税額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所  
氏名

略

略		
市町村 民税	略	
	配当控除	有(控除額 円)・無
	住宅取得控除	有(控除額 円)・無
	寄附金控除	有(控除額 円)・無
略		
所得税	略	
	住宅取得控除	有(控除額 円)・無
	電子申告に係る 控除	有(控除額 円)・無
	寄附金控除	有(控除額 円)・無

注 略

7～9 略

様式第2号(第4条関係)

所得税額等申告書

職氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、所得税額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所  
氏名

略

略		
市町村 民税	略	
	配当控除	有(控除額 円)・無
略		
所得税	略	
	住宅取得控除	有(控除額 円)・無

注 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所措置等に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所措置等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。